

令和7年 労働災害発生状況（令和7年4月末現在）

(休業4日以上)の死傷者数

鹿嶋労働基準監督署

業種別		年		6年		同期比	
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品		10		7		3
	木材・木製品		1		1		
	化学工業						
	金属製品		1		4		-3
	一般・電気・輸送用機械		1		2		-1
	その他		5		7		-2
	小計		18		21		-3
建設業	土木工事				1		-1
	建築工事(木造除く)		3		5		-2
	木造建築工事		3				3
	その他の工事		3	1	1	-1	2
	小計		9	1	7	-1	2
陸上貨物運送事業			14		6		8
畜産業		1	1			1	1
小売業			6	1	7	-1	-1
社会福祉施設			1		7		-6
その他			26		21		5
計		1	75	2	69	-1	6

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
7年	22	24	(1) 20	9									(1) 75

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます

職場における熱中症対策の強化について

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※ 作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※ なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

基本的な考え



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

職場における熱中症対策につきましては、右の二次元コードを読み込んでください。



年齢別

	件数	率(%)
～19歳	2	2.7%
20～29歳	12	16.0%
30～39歳	9	12.0%
40～49歳	12	16.0%
50～59歳	(1) 23	30.7%
60歳～	17	22.7%

		規模別				事故の型別									
		規模 九人	一 九人	四 〇人	五 〇人	規模 一〇〇人	墜落・ 転落	転 倒	激突され	挟まれ・ 卷込まれ	切れ・ こすれ	交通事故	動作の反動	その他	合計
製 造 業	食料品		5	1	4		2	1	4				2	1	10
	木材・木製品				1				1						1
	化学工業														
	金属製品		1							1					1
	一般・電気・ 輸送用機械	1											1		1
	その他				4	1				1				4	5
小計		1	6	5	6		2	1	6	1		3	5	18	
建 設 業	土木工事														
	建築工事 (木造除く)	2	1				1	1						1	3
	木造建築工事	3					1	1		1					3
	その他の工事	1	2					1						2	3
	小計	6	3				2	3		1				3	9
陸上貨物運送事業		1	7	2	4	3	2		1	3	3	2			14
畜産業		1							(1) 1						(1) 1
小売業			5	1			1				3		2		6
社会福祉施設			1				1								1
その他		3	12	6	5	7	8	1	2	1	2	3	2		26
計		12	34	14	15	12	17	2	(1) 10	6	8	8	12	(1)	75

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数である。
※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。
※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く